

(証券コード 4027)
令和元年6月7日

株 主 各 位

大阪市大正区船町1丁目3番47号
(本社事務所 大阪市中央区北浜3丁目6番13号)

テイカ株式会社

代表取締役社長 名木田 正男

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、令和元年6月25日(火曜日)午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット)による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、3ページから4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル大阪5階 吉野の間
(開催場所は前年と同じホテルですが、階および会場が異なりますので、ご来場の際は、お間違えのないようお願い申し上げます。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第153期（自平成30年4月1日
至平成31年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第153期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含まれます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

当社では、議決権行使書の郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

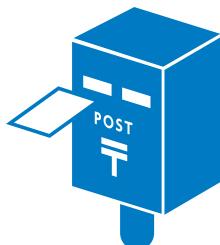


株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

令和元年6月26日(水曜日)
午前10時

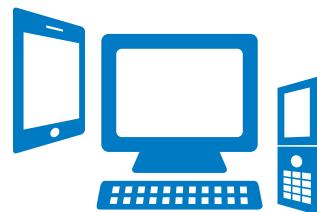


書面の郵送により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

令和元年6月25日(火曜日)
午後5時40分までに到着



インターネットにより行使いただく場合

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和元年6月25日(火曜日)
午後5時40分までに入力

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、次ページ記載の内容をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

※午前2時から午前5時まではご利用いただけません。

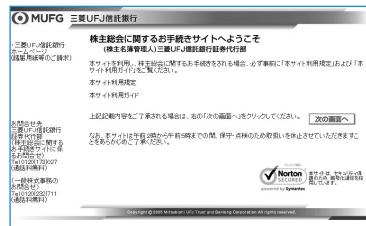


スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

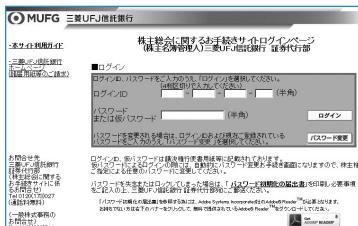
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■ アクセス手順

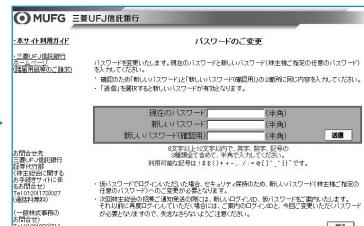
1 議決権行使サイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワード登録



- 1 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- 2 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

ご 注 意 事 項

(1) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ① 議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

添付書類

事業報告

(自 平成30年 4月 1日)
(至 平成31年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、設備投資の増加や個人消費の持ち直しなどの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移しましたものの、米中貿易摩擦問題や中国経済の減速による影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは国内外での新規市場の開拓や既存取引先との関係強化などを積極的に推進し、販売の拡大に努めるとともに、経営全般にわたる効率化を推進し、収益の確保に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績につきましては、昨年1月に子会社化した米国のTRS Technologies, Inc.などの連結子会社の売上増が寄与しましたこと、機能性用途の微粒子酸化チタンや表面処理製品の販売が引き続き好調に推移しましたことなどにより、売上高は473億8千5百万円（前期比11.4%増）となりました。利益面では、主にチタン鉱石や燃料に係わる製造原価の上昇などにより、営業利益は58億3百万円（前期比4.0%減）、経常利益は60億3千3百万円（前期比1.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億7百万円（前期比10.6%増）となりました。

当期の事業別の概況は次のとおりであります。

① 酸化チタン関連事業

汎用用途の酸化チタンは、国内の販売は前期並みとなりましたが、輸出は東南アジア市場を中心に引き合いが増加し、売上高は前期を上回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタン、表面処理製品は、化粧品向けの国内販売、輸出が好調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は244億9千5百万円（前期比7.0%増）となりました。

② その他事業

界面活性剤の国内販売は主用途の洗剤等日用品向けが堅調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。また、タイ、ベトナムの連結子会社の販売も好調に推移し、売上高は前期を上回りました。

硫酸は販売数量、売上高ともに前期並みを維持しました。

無公害防錆顔料は、国内の販売は前期並みとなりましたが、輸出は販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

導電性高分子薬剤はコンデンサ向けの販売が好調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

倉庫業は台風による暴風雨被害の影響を受けましたが、売上高は前期並みを維持しました。

圧電材料は医療機器向けの販売が好調に推移し、また当期から米国の連結子会社の売上も寄与したことにより、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は228億9千万円（前期比16.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内景気は全体的に緩やかな回復基調が続くものと考えられますが、今年10月に予定されています消費税増税による影響や通商問題の動向が世界経済に与える影響など、先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

① 酸化チタン関連事業

汎用用途の酸化チタンに関しましては、現在の需給逼迫状態が収束に向かうものと見込まれ、さらに原燃料価格の上昇も続いていることから、今後の収益は厳しくなるものと予想しております。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品に関しましては、世界的な紫外線対策への関心の高まりにより、UVカット剤としての需要が引き続き旺盛であることから、今後も市場は拡大するものと予想しており、積極的な設備投資の実施や販売の拡大に努めてまいります。

② その他事業

界面活性剤に関しましては、国内の洗剤市場で需要拡大が見込めない一方で、依然として成長している東南アジアの洗剤市場向けに、タイの連結子会社（TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.）およびベトナムの連結子会社（TAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.）による拡販と日本を含む3拠点の連携によるさらなる競争力強化に努めてまいります。

コンデンサ向けの導電性高分子薬剤や医療機器向けの圧電材料に関しましては、今後、市場は拡大するものと予想しており、販売の拡大に努めてまいります。

当社グループは、2019年に迎える創立100周年の目標として策定した長期経営ビジョン「Challenge 100」に基づき、その最終期間である2018年度からの2ヶ年中期経営計画を策定し、全社員の共通認識となる明確な目標を設定しています。

2018年度からの2ヶ年中期経営計画は、「Challenge 100」の数値目標である連結売上高700億円、連結経常利益率10%以上の達成に向け、①新製品開発および成長事業関連の事業領域に積極的に経営資源を投入する、②アジア地区を中心にグローバル展開を更に強化する、③グローバル展開に対応するための人材投資を強化する、④ステークホルダーとの共存共栄を図る、を骨子としております。引き続き、目標達成を目指した活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は45億9千3百万円であり、その主なものは工場設備の新設および更新等であります。

- ① 当期中に完成した主要な設備投資
酸化チタン関連事業
機能性微粒子製品製造設備新設工事
- ② 当期継続中の主要な設備投資
酸化チタン関連事業
機能性微粒子製品製造設備増設工事

(4) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、設備投資資金に充当するため31億7千7百万円の銀行借入を行いました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第150期 平成28年 3月期	第151期 平成29年 3月期	第152期 平成30年 3月期	第153期 (当期) 平成31年 3月期
売 上 高(百万円)	36,618	38,241	42,521	47,385
経 常 利 益(百万円)	4,873	5,969	6,108	6,033
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,218	4,070	3,624	4,007
1株当たり当期純利益	135円29銭	172円41銭	154円13銭	170円47銭
総 資 産(百万円)	48,198	53,975	58,843	63,916
純 資 産(百万円)	34,344	39,224	43,043	45,356

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益は、第150期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
テイカ倉庫株式会社	95 ^{百万円}	100 [%]	倉 庫 業
テイカ商事株式会社	15	100	化 学 工 業 薬 品 の 売 販
ティーエフティー株式会社	30	100	圧 電 材 料 の 販 売
テイカM&M株式会社	10	100	エ ン ジ ニ ア リ ン グ 荷 役 請 負
ジャパンセリサイト株式会社	50	50	セリサイト製品の 販 売
TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.	160 ^{百万バート}	86	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.	1,897 ^{億ドン}	100	界 面 活 性 剤 の 製 造 ・ 販 売
TRS Technologies, Inc.	12 ^{万ドル}	100	圧電単結晶製品等の 製 造 ・ 販 売

(注) テイカM&M株式会社に対する出資比率は、子会社による間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容	売上高構成比
酸化チタン関連	酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品、光触媒用酸化チタン等の製造、販売	% 51.7
その他	界面活性剤、硫酸、無公害防錆顔料、導電性高分子薬剤、圧電材料等の製造、販売 化学工業薬品等の輸送、保管	48.3
	合 計	100

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 店 (大阪市大正区)
本社事務所 (大阪市中央区)
東京支店 (東京都中央区)
大阪工場 (大阪市大正区)
岡山工場 (岡山市東区)
熊山工場 (岡山県赤磐市)

② 子会社

テイカ倉庫株式会社 (大阪市西淀川区)
テイカ商事株式会社 (大阪市中央区)
ティーエフティー株式会社 (大阪市大正区)
テイカM & M株式会社 (大阪市西淀川区)
ジャパンセリサイト株式会社 (東京都中央区)
TAYCA(Thailand) Co.,Ltd. (タイ)
TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム)
TRS Technologies,Inc. (米国)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
758名	56名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,964 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社トマト銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,714,414株(うち自己株式2,205,090株)
- (3) 株主数 3,647名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	2,390 ^{千株}	10.16%
三 井 物 産 株 式 会 社	1,784	7.58
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,630	6.93
山 田 産 業 株 式 会 社	1,470	6.25
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,009	4.29
テ イ カ グ ル ー プ 持 株 会	959	4.08
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	805	3.42
日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	694	2.95
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	675	2.87
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	612	2.60

- (注) 1. 当社は、自己株式2,205千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」の持株数1,009千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成31年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長	名木田 正 男	内部監査室、岡山研究所管掌 ジャパンセリサイト株式会社代表取締役社長
専務取締役	山 崎 博 史	総務部、資料編纂室、人事部、経理部、資材部、 岡山工場、熊山工場管掌
常務取締役	辺 見 武 志	C-100推進室、大阪工場管掌
取締役相談役	清 野 學	大阪研究所管掌
取 締 役	戸 澤 正 明	環境品質管理部、知財管理部、電子材料部管掌
取 締 役	西 野 雅 彦	経営企画部管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	出 井 俊 治	営業部管掌、東京支店長 ティーエフティー株式会社代表取締役社長
取 締 役	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
取 締 役	尾 崎 ま み こ	神戸大学大学院理学研究科生物学専攻教授 日本比較生理生化学会会長
常勤監査役	岡 田 功 勝	
常勤監査役	宮 崎 晃	
監 査 役	山 田 裕 幸	山田産業株式会社代表取締役社長
監 査 役	山 本 浩 二	大阪府立大学名誉教授 大阪学院大学経営学部教授

- (注) 1. 取締役田中等、尾崎まみこの両氏は、社外取締役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して田中等、尾崎まみこの両氏を独立役員とする届出書を提出しております。
2. 監査役岡田功勝、山田裕幸、山本浩二の3氏は、社外監査役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して山田裕幸、山本浩二の両氏を独立役員とする届出書を提出しております。
3. 以下の取締役の担当および重要な兼職の状況は、平成31年4月1日より次のとおりとなっております。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長	名木田 正 男	内部監査室、大阪研究所、岡山研究所管掌 ジャパンセリサイト株式会社代表取締役社長
専務取締役	山 崎 博 史	総務部、資料編纂室、人事部、経理部、 岡山工場、熊山工場管掌
取締役相談役	清 野 學	

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	戸 澤 正 明	知財管理部長
取 締 役	西 野 雅 彦	経営企画部、環境品質管理部、資材部管掌 ティカ商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	出 井 俊 治	営業部、電子材料部管掌、東京支店長 ティーエフティー株式会社代表取締役社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取 締 役 10名 204百万円(うち社外取締役2名 7百万円)

監 査 役 4名 31百万円(うち社外監査役3名 18百万円)

(注) 上記の取締役の員数および報酬額の総額には、平成30年6月27日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。

取締役尾崎まみこ氏は、神戸大学大学院理学研究科生物学専攻教授および日本比較生理生化学会会長であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役山田裕幸氏は、山田産業株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。

監査役山本浩二氏は、大阪府立大学名誉教授および大阪学院大学経営学部教授であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 田 中 等

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 尾 崎 まみこ

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 岡 田 功 勝

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 山 田 裕 幸

当期に開催した取締役会13回のうち11回に出席し、また監査役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 山 本 浩 二

当期に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役および社外監査役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

恒 栄 監 査 法 人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.およびTAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、監査項目別監査日数および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、当事業年度の監査項目別監査日数および監査報酬について検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。また、会計監査人が業務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「テイカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報・文書の取り扱いは社内規定に従い適切に保存および管理(廃棄を含む)する。
- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。
- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画、年度計画、半年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社および各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社の業務執行および経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役と監査役が意見交換し、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査役補助スタッフを置く。
- ⑦ 当社および子会社からなる企業集団における取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に業務の執行状況等必要な報告をするための体制
当社は、監査役監査基準の定めるところに従い監査役に必要な報告および情報提供を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については発見次第直ちに通報する旨を社内規定に定める。また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規定に定め周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査役から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当該子会社の管理を行う部署の管掌役員より、取締役会で報告する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社および子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令や社内規定等の各種規範の遵守態勢強化に向けて、監査において各部署の遵守状況の点検を重点的に実施しております。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、会計帳簿、会計帳票などは、社内規定に従って適切に記録され保存・管理しております。
- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部署のリスクおよびその対応策の見直しならびに各種基準書・手順書などの見直しを行い、監査において対応策等の実施状況の点検を行っております。また、重要なリスクについては、期末に改めて監査を行うなど、リスク管理体制の一層の強化に取り組んでおります。
- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部署において中期経営計画、年度計画、半年度予算を定期的に作成しており、事業別の予算・業績管理を実施しております。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
各部署に対して、監査役および内部監査室による監査を実施し、業務の適正化を図っております。
- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に業務の執行状況等必要な報告をするための体制
監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、必要に応じ適宜説明を求めています。また、監査役と内部監査室は毎月会議を実施し内部監査室から実施事項などの報告を行い、相互に連携する体制を取っております。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
一定額の予算をもうけ、監査役から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- ⑧ 子会社の取締役職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の管理を行う部署の管掌役員より、当社の取締役会などで報告を行っております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創立以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創立以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や高機能性コンデンサ向けの導電性高分子薬剤等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、さらなる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

また、当社は2019年に創立100周年を迎えるにあたり、当社グループの長期経営ビジョン「Challenge 100」を策定し、これを全社員の共通認識として明確にし、人と組織の活性化を図り、強靱な経営体質の構築を目指しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成23年6月29日、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、旧対応方針の有効期間は平成29年6月28日開催の定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、旧対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直したうえ（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、平成29年6月28日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様は大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載の平成29年5月12日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上については株主共同の利益に資するものであります。従って当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対抗措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対抗措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(63,916)	(負債の部)	(18,560)
流動資産	37,609	流動負債	11,704
現金及び預金	13,467	支払手形及び買掛金	5,343
受取手形及び売掛金	14,768	短期借入金	630
商品及び製品	5,043	1年内返済長期借入金	777
仕掛品	775	未払法人税等	878
原材料及び貯蔵品	3,119	賞与引当金	384
その他の他	438	その他の他	3,690
貸倒引当金	△2	固定負債	6,856
固定資産	26,307	長期借入金	2,408
有形固定資産	13,532	リース債務	120
建物及び構築物	4,447	繰延税金負債	981
機械装置及び運搬具	4,962	環境対策引当金	1
土地	1,291	退職給付に係る負債	3,327
建設仮勘定	2,362	その他の他	16
その他の他	468	(純資産の部)	(45,356)
無形固定資産	2,191	株主資本	40,351
のれん	2,117	資本金	9,855
その他の他	74	資本剰余金	6,766
投資その他の資産	10,583	利益剰余金	25,520
投資有価証券	9,736	自己株式	△1,791
長期前払費用	444	その他の包括利益累計額	4,698
繰延税金資産	64	その他有価証券評価差額金	4,856
その他の他	361	繰延ヘッジ損益	33
貸倒引当金	△23	為替換算調整勘定	48
		退職給付に係る調整累計額	△241
資産合計	63,916	非支配株主持分	306
		負債純資産合計	63,916

連結損益計算書

(自 平成30年 4月1日)
(至 平成31年 3月31日)

科 目	金 額	
		百万円
売 上 高		47,385
売 上 原 価		35,290
売 上 総 利 益		12,095
販売費及び一般管理費		6,291
営 業 利 益		5,803
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	224	
そ の 他	78	302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
そ の 他	30	73
経 常 利 益		6,033
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	173	173
税金等調整前当期純利益		5,860
法人税、住民税及び事業税		1,795
法人税等調整額		11
当 期 純 利 益		4,053
非支配株主に帰属する当期純利益		45
親会社株主に帰属する当期純利益		4,007

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年 4月 1日)
(至 平成31年 3月 31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 6,766	百万円 22,217	百万円 △1,788	百万円 37,052
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△705		△705
親会社株主に帰属する当期純利益			4,007		4,007
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,302	△2	3,299
当 期 末 残 高	9,855	6,766	25,520	△1,791	40,351

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 5,716	百万円 11	百万円 205	百万円 △213	百万円 5,718	百万円 272	百万円 43,043
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△705
親会社株主に帰属する当期純利益							4,007
自 己 株 式 の 取 得							△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△859	22	△156	△27	△1,020	33	△987
連結会計年度中の変動額合計	△859	22	△156	△27	△1,020	33	2,312
当 期 末 残 高	4,856	33	48	△241	4,698	306	45,356

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(58,814)	(負債の部)	(15,649)
流動資産	32,921	流動負債	9,293
現金及び預金	12,133	支払手形	357
受取掛手	298	買掛金	3,547
商品及び製品	11,922	1年内返済長期借入金	739
仕掛品	4,666	未払金	1,270
材料及び貯蔵品	648	未払費用	89
前払費用	2,710	未払法人税等	781
未収入金	18	賞与引当金	372
短期貸付	58	その他の	2,135
その	421		
	44	固定負債	6,355
固定資産	25,892	長期借入金	2,294
有形固定資産	11,138	リース負債	119
建物	3,243	繰延税金負債	1,004
構築物	622	退職給付引当金	2,919
機械及び装置	3,600	環境対策引当金	1
車両運搬具	8	その他	16
工具、器具及び備品	447		
土地	905	(純資産の部)	(43,164)
建設仮勘定	2,311	株主資本	38,277
無形固定資産	23	資本金	9,855
ソフトウェア	21	資本剰余金	6,766
施設利用権	2	資本準備金	2,467
投資その他の資産	14,730	その他資本剰余金	4,299
投資有価証券	9,707	利益剰余金	23,445
関係会社株	3,754	その他利益剰余金	23,445
出資	93	別途積立	18,200
関係会社出資	28	繰越利益剰余金	5,245
長期貸付	18	自己株式	△1,791
関係会社長期貸付	599	評価・換算差額等	4,887
長期前払費用	325	その他有価証券評価差額金	4,853
差入保証金	165	繰延ヘッジ損益	33
その	61		
貸倒引当金	△23		
資産合計	58,814	負債純資産合計	58,814

損 益 計 算 書

(自 平成30年 4 月 1 日)
(至 平成31年 3 月31日)

科 目	金 額	
		百万円
売 上 高		35,634
売 上 原 価		25,138
売 上 総 利 益		10,495
販売費及び一般管理費		5,202
営 業 利 益		5,293
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	424	
そ の 他	146	571
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
そ の 他	41	67
経 常 利 益		5,797
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	175	175
税 引 前 当 期 純 利 益		5,621
法人税、住民税及び事業税		1,601
法 人 税 等 調 整 額		13
当 期 純 利 益		4,006

株主資本等変動計算書

(自 平成30年 4月 1日)
(至 平成31年 3月 31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 2,467	百万円 4,299	百万円 6,766	百万円 15,400	百万円 4,743	百万円 20,143
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△705	△705
当期純利益						4,006	4,006
別途積立金の積立					2,800	△2,800	－
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	2,800	501	3,301
当 期 末 残 高	9,855	2,467	4,299	6,766	18,200	5,245	23,445

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 △1,788	百万円 34,978	百万円 5,703	百万円 11	百万円 5,715	百万円 40,693
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△705				△705
当期純利益		4,006				4,006
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△850	22	△827	△827
事業年度中の変動額合計	△2	3,298	△850	22	△827	2,470
当 期 末 残 高	△1,791	38,277	4,853	33	4,887	43,164

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月15日

テイカ株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人

代表社員	公認会計士	工藤隆則	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	寺田奈美子	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	白江伸宏	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テイカ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テイカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月15日

テイカ株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人

代表社員	公認会計士	工藤隆則	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	寺田奈美子	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	白江伸宏	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テイカ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、国内外子会社を管理する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、毎月、子会社から事業の報告を受けました。また、海外を含む子会社に赴き、取締役等から説明を受け、意見交換を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び恒栄監査法人から、両者の協議状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月17日

テイカ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	岡	田	功	勝	㊟
常勤監査役	宮	崎		晃	㊟
社外監査役	山	田	裕	幸	㊟
社外監査役	山	本	浩	二	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、基本的に株主の皆様に対する安定した利益還元を重要事項と認識し、必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、各期の業績等を総合的に判断して配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 16円 総額376,149,184円

なお、中間配当金として1株につき金16円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり32円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する定款規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役副社長を選定していない現状に鑑み、また、経営の透明性を高めるため、現行定款第23条(代表取締役及び役付取締役)を一部変更して取締役副社長の地位を削除するとともに、現行定款第24条(顧問、相談役)を一部変更して相談役の地位を削除するものであります。
- (3) 取締役会の招集権者および議長に関する定款規定について、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第25条(取締役会の招集権者及び議長)の一部変更を行うものであります。
- (4) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、現行定款第31条(社外取締役の責任限定契約)の一部変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設し、併せて現行定款第42条(期末配当及び基準日)および現行定款第43条(中間配当及び基準日)を削除するものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、条数の変更および定款全体の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機関) 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第21条 (選任方法) 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条 (任期) 取締役の任期は選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第4条 (機関) 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 (削 除) 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 <p>第5条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、8名以内とする。 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、5名以内とする。</p> <p>第21条 (選任方法) 取締役は株主総会において、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条 (任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、<u>選任後1年以内に</u>終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>増員又は補欠として選任された取締役の任期は<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（顧問、相談役） 取締役会はその決議によって顧問、<u>相談役</u>を定めることができる。</p> <p>第25条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長に事故があるときは</u>、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序</u>に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p><u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（顧問） 取締役会はその決議によって顧問を定めることができる。</p> <p>第25条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>前項の取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日の5日前までに各取締役に対して発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第29条（条文省略）</p> <p>第30条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（社外取締役の責任限定契約） 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第27条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は議決に加わることができ<u>る</u>取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第29条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条（現行通り）</p> <p>第31条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条（取締役の責任限定契約） 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p><u>第32条 (員数)</u></p>	
<p><u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第33条 (選任方法)</u></p>	
<p><u>監査役は株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第34条 (任期)</u></p>	
<p><u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>第35条 (常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第36条 (監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>監査役会の招集通知は会日の5日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第37条 (監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p><u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第38条 (監査役会規則)</u></p>	
<p><u>監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第39条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第40条 (社外監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第33条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第34条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第35条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第36条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p><u>第41条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第37条 (現行通り)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第42条（期末配当及び基準日）</u> 当社は定時株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第43条（中間配当及び基準日）</u> 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第38条（剰余金の配当等）</u> 当社は取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第39条（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第44条（条文省略）</p>	<p><u>第40条（現行通り）</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>（社外監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 令和元年6月開催の第153回定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く（以下 本議案において同じ））5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>なぎた まさ お 名木田 正 男 (昭和25年4月13日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 当社東京支店長 同 17年6月 当社取締役東京支店長 同 21年6月 当社常務取締役東京支店長 同 22年6月 テイカ商事(株)代表取締役社長 同 22年10月 当社常務取締役営業部長 同 23年10月 当社常務取締役 同 25年6月 当社専務取締役 同 26年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 同 26年6月 テイカ倉庫(株)代表取締役社長 同 29年4月 ジャパンセリサイト(株)代表取締役社長、現在に至る</p> <p>(現在の担当) 内部監査室、大阪研究所、岡山研究所管掌 (重要な兼職の状況) ジャパンセリサイト(株)代表取締役社長</p>	26,490株
<p>取締役候補者とした理由 名木田正男氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しており、また平成26年6月より当社代表取締役社長として経営を担っております。これらの経験および実績を活かし、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">やま ざき ひろ ふみ 山 崎 博 史 (昭和30年7月4日生)</p>	<p>昭和54年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成11年10月 同行駒沢支店長 同 17年5月 (株)みずほ銀行横浜西口支店長 同 18年12月 みずほ信用保証(株)上席執行役員 同 21年6月 同社常務取締役 同 23年5月 当社入社、顧問 同 23年6月 当社取締役 同 25年11月 当社取締役経理部長 同 26年6月 当社常務取締役経理部長 同 26年6月 テイカ商事(株)代表取締役社長 同 27年4月 当社常務取締役 同 30年6月 当社専務取締役、現在に至る (現在の担当) 総務部、資料編纂室、人事部、経理部、岡山工場、熊山工場管掌</p>	9,900株
<p>取締役候補者とした理由 山崎博史氏は、前職において培った金融、企業経営にわたる幅広い見識を、また当社入社後は管理部門や工場部門等において十分な実績を有しております。これらの見識および実績が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	辺 見 武 志 (昭和30年4月3日生)	昭和54年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成13年11月 同行武蔵小杉支店長 同 15年7月 (株)みずほ銀行蒲田駅前支店長 同 18年3月 同行公務第二部長 同 21年4月 当社入社、営業部長 同 22年10月 当社東京支店長 同 23年6月 当社取締役C-100推進室長 同 24年4月 当社取締役 同 27年6月 当社常務取締役、現在に至る 同 28年6月 テイカ倉庫(株)代表取締役社長 (現在の担当) C-100推進室、大阪工場管掌	8,400株
取締役候補者とした理由 辺見武志氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を、また当社入社後は営業部門や工場部門等において十分な実績を有しております。これらの見識および実績が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">にし の まさ ひこ 西 野 雅 彦 (昭和34年10月9日生)</p>	<p>昭和59年 4 月 日商岩井(株)入社 平成15年 9 月 (株)サシクロレラ入社 同 22年 8 月 当社入社 同 23年10月 当社営業部長 同 27年 4 月 当社東京支店長 同 27年 6 月 当社取締役東京支店長 同 29年 6 月 当社取締役 同 29年 6 月 テイカ商事(株)代表取締役社長、現在に至る 令和元年 6 月 当社取締役経営企画部長、現在に至る (現在の担当) 環境品質管理部、資材部管掌 (重要な兼職の状況) テイカ商事(株)代表取締役社長</p>	3,200株
<p>取締役候補者とした理由 西野雅彦氏は、長年の商社等の勤務において豊富な営業経験と海外勤務の実績を、また当社入社後は営業部門や管理部門等において十分な実績を有しております。これらの見識および実績が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	いで い しゅん じ 出 井 俊 治 (昭和39年3月24日生)	昭和61年4月 当社入社 平成24年4月 当社岡山研究所長 同 27年4月 当社営業部長 同 29年6月 当社東京支店長 同 30年6月 当社取締役東京支店長、現在に至る 同 30年8月 ティーエフティー(株)代表取締役社長、現在に至る (現在の担当) 営業部、電子材料部管掌 (重要な兼職の状況) ティーエフティー(株)代表取締役社長	1,900株
取締役候補者とした理由 出井俊治氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

(注) 名木田正男氏は、当社の重要な子会社であるジャパンセリサイト(株) (当社の出資比率50%) の代表取締役社長であり、当社は同社との間にセリサイト製品の購入等の取引関係があります。なお、その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みや ぎき あきら 宮 崎 晃 (昭和33年1月3日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年12月 テイカ商事(株)部長 同 20年4月 当社資材部長 同 25年7月 当社営業部専任部長 同 25年7月 テイカ商事(株)部長 同 26年6月 同社取締役部長 同 27年6月 当社常勤監査役、現在に至る	4,500株
監査等委員である取締役候補者とした理由 宮崎晃氏は、当社入社後、研究部門、営業部門および資材部門において豊富な業務経験と実績を有しておられ、これまでに培ってこられた経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である取締役候補者としました。			
2	やま だ ひろ ゆき 山 田 裕 幸 (昭和24年5月14日生)	昭和47年4月 山田産業(株)入社 平成4年6月 同社代表取締役社長、現在に至る 同 9年6月 当社監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) 山田産業(株)代表取締役社長	0株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 山田裕幸氏は、これまでに培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。 当社の社外役員としての在任期間 山田裕幸氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年であります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<p style="text-align: center;">た なか ひとし 田 中 等 (昭和27年5月7日生)</p>	<p>昭和54年4月 弁護士登録 米田合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所、現在に至る</p> <p>平成15年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>同 25年6月 当社監査役</p> <p>同 26年6月 日新電機(株)社外監査役、現在に至る</p> <p>同 26年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士</p>	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>田中等氏は、弁護士として企業法務に精通しており、これまでに培ってきた専門的見識および豊富な経験が当社の経営に活かされることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しました。</p> <p>当社の社外役員としての在任期間</p> <p>田中等氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。また、同氏は、平成25年6月から平成26年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">やま もと こう じ 山本浩二 (昭和29年12月28日生)</p>	<p>昭和58年4月 香川大学商業短期大学部講師 同 59年4月 同大学商業短期大学部助教授 同 63年10月 大阪府立大学経済学部助教授 平成8年1月 同大学経済学部(経済学研究科)教授 同 22年4月 同大学経済学部長 同 24年4月 同大学現代システム科学域副学域長・マネジメント学類長(大学院経済学研究科教授) 同 24年6月 同大学特命副学長 同 26年6月 当社監査役、現在に至る 同 27年7月 大阪府監査委員、現在に至る 同 29年3月 大阪府立大学名誉教授、現在に至る 同 29年4月 大阪学院大学経営学部教授、現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 大阪学院大学経営学部教授 大阪府監査委員 大阪府立大学名誉教授</p>	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由 山本浩二氏は、長年にわたる大学教授としての会計学等の専門的な知識、豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。</p> <p>当社の社外役員としての在任期間 山本浩二氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	尾崎まみこ (昭和30年1月30日生)	平成11年4月 京都工芸繊維大学繊維学部応用 生物学科助教授 同 18年4月 神戸大学理学部生物学科教授 同 19年4月 神戸大学大学院理学研究科生物 学専攻教授、現在に至る 同 28年1月 日本比較生理生化学会会長、現在 に至る 同 28年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 神戸大学大学院理学研究科生物学専攻教授 日本比較生理生化学会会長	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>尾崎まみこ氏は、技術系研究者として長年にわたり活躍し、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなど、これまで培ってきた専門的見識および豊富な経験が当社の経営に活かされることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は過去に社外取締役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しました。</p> <p>当社の社外役員としての在任期間</p> <p>尾崎まみこ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

- (注) 1. 山田裕幸氏は、山田産業(株)の代表取締役社長であり、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。また、田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。なお、その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏は、社外取締役の候補者であります。また、当社は(株)東京証券取引所に対して山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏を独立役員として届け出ております。当社は引き続き山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、4氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。山田裕幸、田中等、山本浩二、尾崎まみこの4氏の選任が承認された場合、当社は4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第142回定時株主総会において、年額310百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

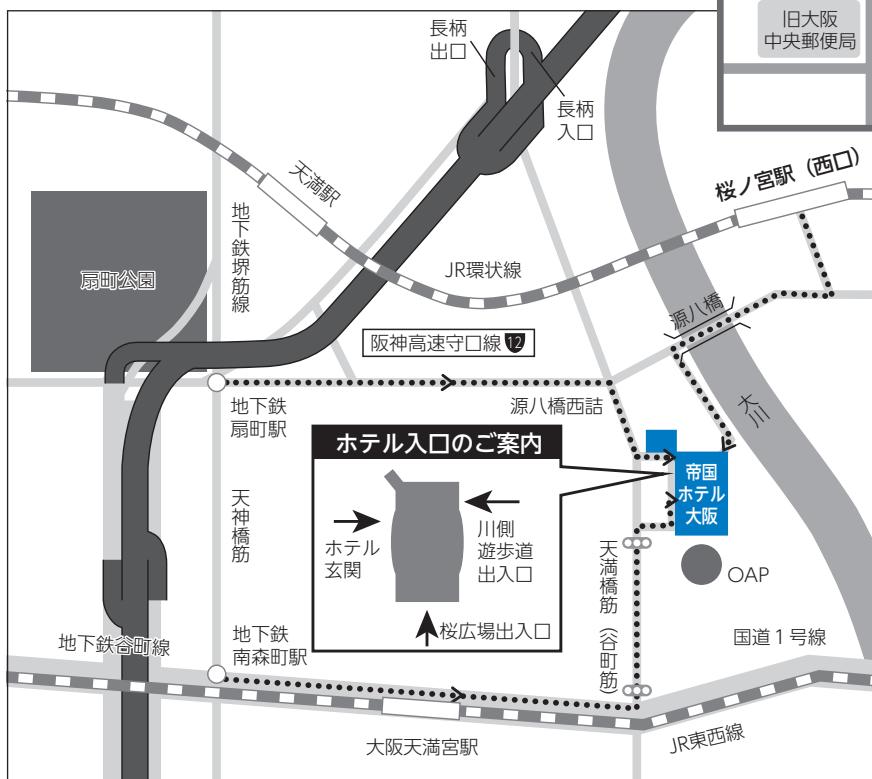
以 上

〔株主総会会場ご案内図〕

『株主総会 会場』

大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 50 号

帝国ホテル大阪 5 階 吉野の間



シャトルバスをご利用の場合

- JR大阪駅(桜橋口)西側高架下よりホテルまで運行
午前 8 時 05 分から午後 9 時 50 分まで
毎時 05 分 20 分 35 分 50 分



電車をご利用の場合

- JR環状線 桜ノ宮駅西口より約 5 分
- JR東西線 大阪天満宮駅より約 10 分
- 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より約 12 分
- 地下鉄堺筋線 扇町駅より約 10 分

(注) 開催場所は前年と同じホテルですが、階および会場が異なりますので、ご来場の際は、お間違えないようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

本印刷物は、FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。